「市長への手紙」ＨＰ掲載データ（令和５年12月分）

見出し	0512-19　隣地の敷地について
ご意見	自宅の敷地と接している隣地の石垣が崩落している
回答	私有宅地の接続した傾斜の石垣が崩落しているとのことですが、申し訳ございませんが、市では相隣問題については指導や介入をすることができません。 なお、市では弁護士による無料法律相談を行っております。月に３回、一人30分の相談ができますので、ご利用いただければ弁護士からの回答をいただくことができます。 予約は当日の朝８時30分からの電話予約（54-8003）となります。３分程度で予約が埋まることもありますので、予約する場合は、お時間ちょうどにお電話くださいますようお願いします。
担当課	生活環境課　　電話：0194-54-8003